

負担金、補助及び交付金の交付に関する指針

適正で公平な交付のあり方

平成29年12月
長野県中野市

1 はじめに

地方自治法において、負担金、補助及び交付金は、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り、市民、団体等に支出できるとされています。

負担金等は、市の政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段ですが、一方でその支出は長期化、固定化する傾向にあり、団体等の自主性、独立性が阻害される可能性もあります。

また、その財源には多くの市民の税金が使われていますが、今後、市の歳入の伸びが期待できない中で、支出される負担金等が硬直化すると、新たな政策に取り組む財源が確保できない状況が考えられます。

限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな政策に対して効果的に負担金等を支出するためには、既存の負担金等の見直しを含め、透明性・公平性を確保した明確な基準が必要と判断し、本指針を策定します。

2 適用の範囲等

(1) 適用範囲と定義

この指針の適用範囲は、団体及び個人が行う特定の事務事業に対し、市が予算歳出科目の19節の負担金、補助及び交付金（以下「負担金等」といいます。）で支出する経費とします。

それぞれには、次のような性質があります。

負担金

団体等が特定の事業を実施することによって、市が特定の利益を受ける場合、または市に一定の義務・責任がある場合、市が応分の金額を支出するもの、市が団体等の構成員となっているとき、その必要経費に充てるため市が支出するものがあります。

法令等の定めにより市の負担を義務付けるものと、市の任意の判断によるものがあります。

補助金

団体等が特定の事業を実施することによって、市が公益上有効であると判断する場合、または団体等を育成・支援する場合、市が見返りを求めることなく支出するものをいいます。

法令等の定めにより市の補助を義務付けるものと、市の任意の判断によるものがあります。

交付金

法令、条例等に基づき、市の事務を団体等に委託する場合、その事務処理に対する報償として支出するものをいいます。

本来は義務的な性格を有するものですが、補助的なものもあります。

(2) 適用除外の負担金等

次に掲げる負担金等に該当する場合は、この指針の適用から除外とします。ただし、補助金、交付金の場合にあっては、5「任意的な補助金・交付金の交付基準」の(1)「交付根拠の整備」に定める交付要綱は制定するものとします。

- 国及び県に対し支出するもの
- 一部事務組合、市の他会計に対して支出するもの
- 他市町村と連携して負担するもの
- 会議の出席負担金、研修会の参加負担金等
- 法令、県の条例等で支出が義務づけられ、自主的な決定ができないもの
- 施設の使用等により、維持管理経費の実費分を支出するもの
- 市職員、市の事業に参加する者等のための保険料、共済費等として支出するもの

(3) 負担金等の対象外経費

次に掲げる事業の経費は、社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費、または独立性から本来は交付先の自主財源で賄うべき経費等なので、負担金等の交付対象経費から除外します。

- 人件費、役員手当（特定の事業を行うための臨時職員分は除く。）
- 交際費
- 慶弔費
- 飲食費（外部講師等へのお茶代、昼食代は除く。）
- 懇親会費
- 慰労を伴う旅費、宿泊費
- 上部・下部、関係団体への負担金、補助金等
- 汎用性の高い物品の調達費（備品購入費、消耗品費、リース料等）
- 積立金
- 予備費

3 基本的な考え方

(1) 交付の見直し

少額である、恒常的に交付している、政策目的を達成している、統合が可能である等の負担金等は、削減、廃止、統合等の見直しを進めます。

(2) 交付の必要性の判断

市は、団体等が行う特定の事業に対し、公金から応分の負担金等を交付することに合理的な理由があるか、負担割合、金額が妥当であるか判断するため、交付前に団体等に具体的な積算、負担根拠を求めます。

事業完了後は、履行状況を確認できる書類の提出を求めます。

(3) 余剰金の精算

負担金等を交付した事業で余剰金が発生した場合は、負担割合や補助率等に応じて負担金等を減額し、団体等に交付します。

(4) 執行科目の適正化

交付にあたっては、安易に負担金等で執行せず、事業内容から本来市が行うべきか、支援するべきかを判断し、適切な支出科目により執行します。

4 任意的な負担金の交付基準

(1) 交付の厳格化

既存の負担金は、市が負担金を交付することに義務や責任があるか、市に明確な利益があるか見極め、負担の必要性が認められないときは、交付を休止し、または廃止します。

(2) 負担の精査

負担金の支出にあたっては、事業内容、負担割合を精査します。特に、団体の運営・会費への負担金については、加入の是非や構成団体の負担割合をゼロベースから検証します。

(3) 少額負担金の廃止等

交付先の収支予算において、負担金が収入全体の5%未満の少額である場合は、団体に交付の廃止を求めます。また、交付先の収支決算において、当期の次年度繰越金が負担金額以上ある場合は、次年度の交付の休止または減額を求めます。

5 任意的な補助金・交付金の交付基準

(1) 交付根拠の整備

補助金及び交付金（以下「補助金等」といいます。）は、補助目的を明確にするためにも交付要綱を制定し、厳正に執行します。国・県の交付要綱等に基づき市が交付する任意的な補助金等も同様とします。

交付要綱には、補助を受ける要件、補助対象となる経費、補助率（補助単価）及び上限額を規定します。補助対象経費では、「事業に要する経費」、「市長が認める経費」等の抽象的な表現は用いず、具体的で詳細な経費区分を規定します。

補助率は、市民協働の推進、補助対象者と市の対等の視点から、原則として1/2を上限とします。補助率が1/2を超えるときは、「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める市が重点的に推進すべき事業に対するもの、国費や県費が伴う補助事業に対するものに限り、また、国費や県費が伴う補助事業には、合理的理由がない限り、市は上乗せ補助を行わず、制度が終了したときは市も廃止します。

(2) サンセット方式の導入

長期化、固定化により補助の目的や効果が曖昧となり、公益性を損なうことを防ぐため、補助事業の終期を予め設定するサンセット方式を導入し、交付要綱に明文化します。終期は最長5年とし、期間延長が必要な場合は、公益性の確保や市民ニーズの把握により必ず内容等を見直し、必要な改正を行います。

(3) 交付団体の健全な育成

団体の運営費補助金は廃止し、事業費補助金に転換します。また、本来、市が行うべき事業を団体等が補助事業で実施しているときは、委託事業へ切り替えます。ただし、現行の運営費補助金が急に打ち切られることによって団体運営が維持できないと判断する場合は、最長3年は継続としますが、金額は段階的に縮減していきます。

団体の育成を目的とした補助金についても、補助金の長期化で自主性、独立性を損なう恐れがあるため、設立から最長3年の交付とします。

(4) 交付の妥当性、公益性の確認

特定の事業への支援、団体等の育成等を行う根拠として、市の政策や計画との整合性が必要です。また、支援、育成等のために公費を使うことに対しては、公益性及び公平性が求められます。

このことから、市は総合計画などの各種計画に即した実行目標をあらかじめ設定し、補助事業の達成度を確認します。

6 実施時期

この指針に基づく新たな負担金等は、平成30年度から適用します。見直しに伴う市民周知などの準備事務や交付要綱の改正については、平成29年度中に行います。